

# 充電器製品認証申請書

一般財団法人 日本自動車研究所 認証センター 御中

申込日：            年    月    日

下記の通り、製品認証を申し込みます。認証登録後は、「EV/PHEV 普通充電器製品認証規程」および規程に定める要求事項を順守いたします。

## 1. 申請者情報

|         |                                               |
|---------|-----------------------------------------------|
| 申請者（法人） |                                               |
| 事業者名    | フリガナ                                          |
|         | 印                                             |
| 所在地     | フリガナ                                          |
|         | 〒                                             |
| 代表者     | フリガナ                                          |
|         | ※審査契約書、登録契約書の契約者となる方の氏名をご記入ください。<br>役職： 氏名： 印 |

注) 依頼者欄の「印」は、原則として、社印・事業所印・役職印を押印下さい。

## 2. 認証に関する担当者情報

|               |                                     |
|---------------|-------------------------------------|
| 事 務 連 絡 担 当 者 |                                     |
| ご担当者名         | フリガナ                                |
|               |                                     |
| 所属・役職         | 所属： 役職：                             |
| 所在地           | フリガナ                                |
|               | 〒<br>□同上（住所が依頼者と同じ場合はチェックを入れてください。） |
| 連絡先           | TEL： FAX：<br>E-mail：                |

### 3. 製品名称および型番の情報

| 製品の名称、品番・型式 |  |
|-------------|--|
|             |  |

※複数の場合は全て記載してください。この欄に記載できない場合は別紙として添付してください。

#### 4. 添付提出書類一覧

製品認証の申請にあたり、以下の書類をご提出ください。

申請者確認欄

- |                                                                           |                 |                          |
|---------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------------|
| 1. 製造工場所在地一覧表                                                             | (ARMS606101-02) | <input type="checkbox"/> |
| 2. 充電器認証調査票                                                               | (ARMS606101-03) | <input type="checkbox"/> |
| 3. 技術仕様申告書                                                                | (ARMS606101-04) | <input type="checkbox"/> |
| 4. 技術情報図書資料申告書                                                            | (ARMS606101-05) | <input type="checkbox"/> |
| 5. 製造工場が別法人の場合は、審査に対応し、必要な情報を提供<br>することの合意を含めた品質管理に関わる申請者との間で締結<br>された契約書 |                 | <input type="checkbox"/> |

5. 認証取得希望時期 : 年 月 日 頃

6. 供試品提出可能日 : 年 月 日 頃

#### 7. 認証申込に関する確認事項

- (1) 認証申込者は認証ガイドおよび以下の認証基準に定める事項を順守し、認証される製品の評価に必要なすべての情報を提供することに同意するものとします。

認証基準

- JARI A 0001:2014 EV/PHEV 用 AC 普通充電器製品認証基準
- JARI A 0101:2014 EV/PHEV 用 AC 普通充電器安全技術基準
- JARI A 0201:2014 EV/PHEV 用 AC 普通充電器互換性技術基準
- JARI A 0301:2014 EV/PHEV 用 AC 普通充電器出荷検査基準
- JARI A 0401:2014 EV/PHEV 用 AC 普通充電器工場審査・品質マネジメントシステム  
要求事項

- (2) 試験品は、JARI-RBより指定の場所に送付をお願いします。  
なお、輸送についての責任は申込者としします。
- (3) 送付された試験品等に損傷又は欠陥があつて、JARI-RBが申込者にこの旨をお知らせしたときは、申込者は速やかに対策を講ずるものとします。
- (4) 試験品の返却は、試験を終了した状態で行います。試験によって生じた分解及び損傷等について、JARI-RBは一切その責任を負わないものとします。
- (5) 試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、申込者が負担するものとします。
- (6) この申込みは、試験品、必要書類及び認証費用概算額受領後に完了します。
- (7) 受付確認日より6ヶ月以内に試験品及び必要書類を受領しないときは、この申込みは、認証申込者の都合により取り下げられたものとします。
- (8) 申込者は、申請する充電器が基本的にJARI認証基準に適合していることを予め確認した上で申請するものとします。
- (9) 申込者は、充電器の技術内容や品質マネジメントシステムに関して、日本語で適切にコミュニケーションできる人材を備えた上で申請するものとします。

☐ 認証申込者は、製品認証の申込みにあたって上記の事項を確認しました。

(☐ にチェックをお願いします)

JARI-RB 記入欄

| センター長 | 事業部長 | 受付担当者 |
|-------|------|-------|
|       |      |       |

| 受付番号/受付日 |
|----------|
|          |